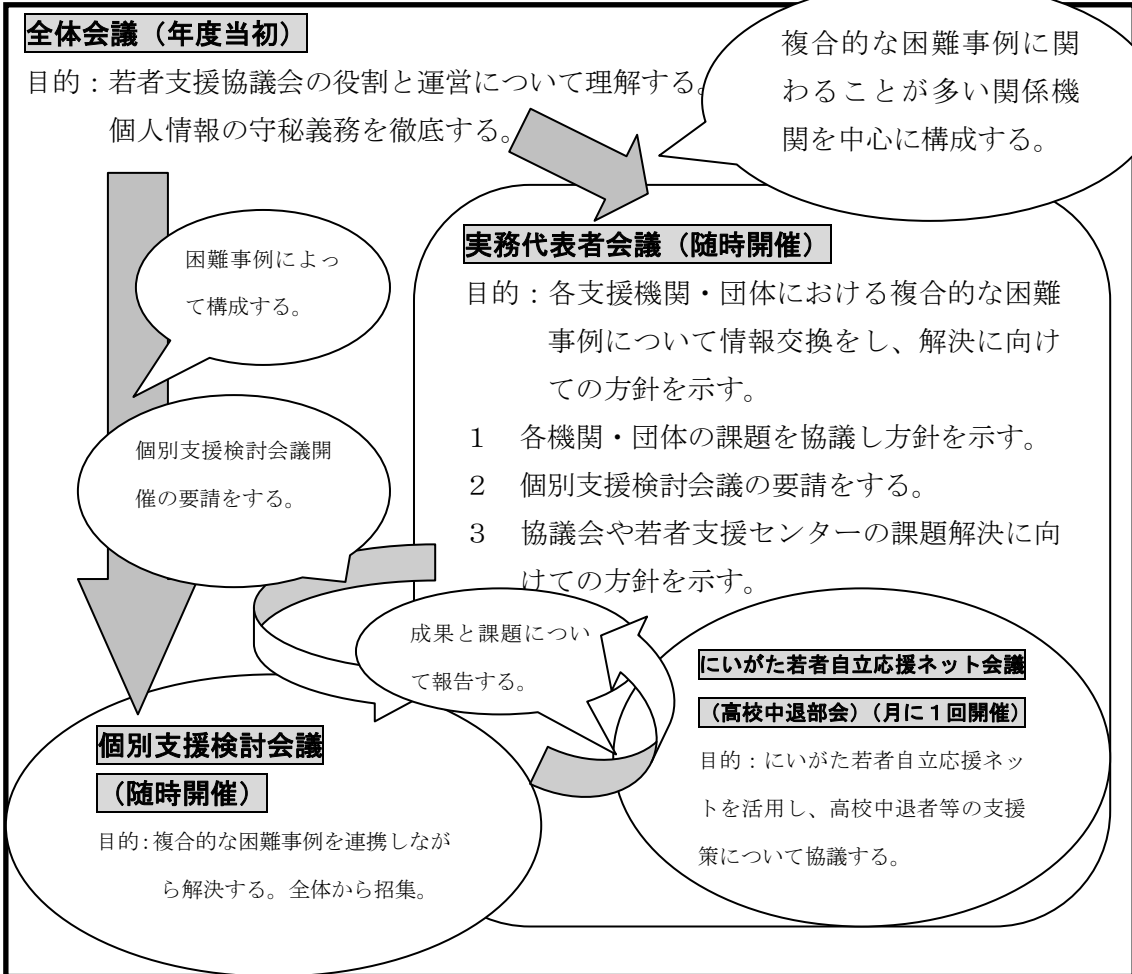


新潟市若者支援協議会各会議について



相談から支援に至るまでの流れ

（1）センターで受付をした場合

- ① センターは3回の面接を行い、単機関のリファーはできないと判断。
- ② センター内事例検討会議②を開催し、スーパーバイザーのアドバイスを受け、主となる支援機関や関係する機関を課長決裁で開催要請をする。
- ③ 個別支援検討会議を開催し、各機関の今後の支援方針を協議する。
- ④ 議論の概要及び会議の結果を記録保存する。
- ⑤ 困難を有する若者又は、家族に対し、支援方針など必要な事項を伝達する。
- ⑥ 実務代表者会議で報告をする。

（2）実務代表者会議からの要請を受けた場合

- ① 実務代表者会議での協議結果、個別支援検討会議を開催する要請を受ける。
- ② 新潟市若者支援センターと対象の支援機関が協議をし、招集する機関・団体を決定。
- ③ 以下、（1）と同様。